

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月15日
【四半期会計期間】	第50期第1四半期（自平成25年1月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	株式会社ジェクシード
【英訳名】	GEXEED CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 細井 一雄
【本店の所在の場所】	東京都目黒区青葉台三丁目6番16号
【電話番号】	03(5456)3051
【事務連絡者氏名】	管理本部長 佐伯 正勝
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区青葉台三丁目6番16号
【電話番号】	03(5456)3051
【事務連絡者氏名】	管理本部長 佐伯 正勝
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第49期 第1四半期 連結累計期間	第50期 第1四半期 累計期間	第49期
会計期間	自平成24年1月1日 至平成24年3月31日	自平成25年1月1日 至平成25年3月31日	自平成24年1月1日 至平成24年12月31日
売上高(千円)	368,691	339,480	1,140,355
経常損益(は損失)(千円)	99,553	2,338	89,348
四半期(当期)純損益(は損失) (千円)	56,811	1,393	177,768
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	778,663	788,663	788,663
発行済株式総数(千株)	9,055	9,291	9,291
純資産額(千円)	231,124	74,276	71,508
総資産額(千円)	788,423	584,424	592,910
1株当たり四半期(当期)純損益金額 (は損失)(円)	6.27	0.15	19.54
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	20.3	12.5	12.1

(注) 1. 当社は、平成25年2月14日開催の取締役会において、前事業年度において連結子会社であった株式会社レイズキャピタルマネジメントの解散及び清算を決議いたしました。また、前事業年度において連結子会社であった株式会社ジェクシード・テクノロジー・ソリューションズは、現在、休眠状態にあります。これらの子会社は当企業集団の財政状態及び経営成績の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、当事業年度より連結の範囲から除外しております。そのため、当社は当事業年度第1四半期累計期間より連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載していません。なお、前連結会計年度までは連結財務諸表を作成しているため、前第1四半期累計期間に代えて前第1四半期連結累計期間について記載しております。

2. 売上高につきましては、消費税等を含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額につきましては、第49期については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していません。第49期第1四半期連結累計期間については、1株当たり四半期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載していません。第50期第1四半期累計期間については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当社は、平成25年2月14日開催の取締役会において、前事業年度において連結子会社であった株式会社レイズキャピタルマネジメントの解散及び清算を決議し、投資事業組合運営事業から撤退しております。また、前事業年度において連結子会社であり、コンサルティング事業を行っていた株式会社ジェクシード・テクノロジー・ソリューションズは、現在、営業活動を行っておりません。

これらの子会社は当企業集団の財政状態及び経営成績の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、当事業年度より連結の範囲から除外しております。これにより当社は、コンサルティング事業の単一セグメントとなりました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において、当社が判断したものであります。

当第1四半期累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要な事象等について

当社は、前連結会計年度まで連続して営業損失を計上しており、当第1四半期累計期間において営業利益、経常利益および四半期純利益を計上しているものの、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると考えられます。

しかしながら、収益性改善へ向けた各施策は着実に進捗しており、当社といたしましては、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

当該事象又は状況を解消するための対応策については、「第2 事業の状況 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) 継続企業の前提に関する重要事象等を改善するための対応策等」に記載のとおりであります。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間における我が国経済は、年明けよりアベノミクス経済効果による円安、株高等の景気浮揚現象により、一部好決算企業があるものの、まだ全体としては实体经济の回復は緩やかな回復の兆しの途上であり、依然として欧州の金融危機に端を発した世界経済の不安定感により、先行きの不透明感を払拭するには至らない状況で推移いたしました。

このような経済環境の中、コンサルティング事業の基盤強化を目指し、新たなコンサルティングメニューのビジネス化に注力すると共に、トータルコンサルティングの実現に向けたプロジェクト再編、新規優良案件の創出に注力し、一方で大幅な業務の効率化及び合理化に取り組んでまいりました。

また、前連結会計年度に採算性が低いプロジェクトの終焉を図り、採算性の低い事業からの撤退、費用構造の抜本的な改革等を行った事により、当第1四半期は前連結会計年度の第4四半期に続き、更なる黒字基盤の安定化を増進することができました。

各サービスにおける概況は以下のとおりです。

ERPを中心とするシステムコンサルティング分野においては、サービスメニューの多様性、多角性を活かし、一層の機能の差別化を図りプロジェクトの新規案件の獲得に邁進してまいりました。当第1四半期累計期間においては積極的に新規顧客の開拓、既存顧客の掘り起こしを行った結果、優良案件は相当数増えつつあり、業績を大きく牽引することができる途上に着くことができました。

ビジネスコンサルティング分野では、人事領域を中心とした制度設計、人材育成分野でのコンサルティングと内部統制コンサルティング分野が堅調に推移しました。各サービスラインにおいて、財務・会計・人事・ITの専門知識を付加価値としたソリューションの提供により、顧客企業からの信頼を得て着実に業績の回復を図ることができました。

また、ビジネスの柱の一つとして昨年立上げ始めたeマーケティング関連のコンサルティングが今期に入って引き合いが急速に増えており、ビッグデータ解析の業務も、顧客から高い評価を得られております。

リスク管理及び情報活用に係るシステムのコンサルティングサービスでは、提案活動を継続して実施しております。

これらの結果、当第1四半期累計期間の業績につきましては、売上高 339,480千円、営業利益6,001千円、経常利益2,338千円、四半期純利益1,393千円となりました。

なお、平成25年12月期第1四半期累計期間より連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(2) 財政状態の分析

総資産は、前事業年度（以下「前期」という）末と比べ8,485千円減少し、584,424千円となりました。

流動資産は、前期末に比べ、3,740千円増加し、487,083千円となりました。これは主に売掛金の増加、仕掛品の減少によるものであります。

固定資産は、前期末に比べ、12,226千円減少し、97,341千円となりました。これは主に投資その他の資産の減少によるものであります。

負債合計は、前期末に比べ、11,254千円減少し、510,147千円となりました。

流動負債は、前期末に比べ、2,738千円減少し、373,963千円となりました。これは主に、買掛金の増加及び賞与引当金の減少によるものであります。

固定負債は、前期末に比べ、8,515千円減少し、136,184千円となりました。これは主に、長期借入金の減少によるものであります。

純資産合計は、前期末に比べて2,768千円増加し、74,276千円となりました。これは主に、利益剰余金の増加によるものであります。

(3) 継続企業の前提に関する重要事象等を改善するための対応策等

当社は、「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」に記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、前連結会計年度において既存の事業を抜本的に見直し、100%子会社の吸収合併による組織再編に始まり、不採算事業からの撤退及び不採算プロジェクトの終息を図り、機動的な意思決定が可能となるよう現行の組織体制を変更し、人員を収益性の高い事業に集中いたしました。

その結果、前連結会計年度における四半期ごとの業績の推移にみられるように、業績を回復させることに成功し、第4四半期では営業損益を黒字に転じることができました。当第1四半期累計期間では上記施策を継続し、加速化した結果、営業損益の黒字が増加し経常利益、四半期純利益共に黒字化を達成することができました。今後につきましても以下の中長期的な会社の経営戦略を図ってまいります。

ビジネスコンサルティング分野においては、会計業務や基幹業務、人事関連の改善コンサルティングを強化し、これまでのコンサルティングで信頼を得た顧客に加えて新規に開拓した戦略顧客を中心に次の需要を掘り起こしてまいります。ERP導入等を中心とするシステムコンサルティング分野においては、情報技術革新と低価格化の進展による競争の激化が引き続き進んでおりますが、会計及び基幹業務に関する専門知識とERPを中心とするパッケージソリューションに関する技術・導入経験に基づき、他のシステムインテグレーターとの一層の差別化を図ることにより、安定的な成長を企図しております。特にJDE導入コンサルティングに関しては、これまでの導入実績、実用レベルのテンプレート、技術力の高さ（平成24年12月現在、日本オラクル認定Specialization、JDE分野パートナーで唯一の5領域を取得）が高く評価されており、圧倒的な強みを有しております。またグローバル展開プロジェクトが増加しており、日本企業の海外進出支援に貢献するとともに、今後も積極的に取り組んでまいります。

また、ビジネスの柱の一つとして昨年立上げ始めたeマーケティング関連のコンサルティングが、今期に入って引き合いが急速に増加するとともに、ビッグデータ解析の業務も顧客から高い評価を得られており、これらのコンサルティングを一層強化してまいります。

資金面においては、前事業年度において発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債についても、新株予約権の行使による社債から株式への転換が順調に進んでおり、今後においても第三者割当増資などの資本政策を行い、財務基盤の安定化を図ってまいります。

以上のとおり、安定的な収益構造への転換は着実に進んでおり、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,700,000
計	18,700,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年5月15日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,291,245	9,997,127	大阪証券取引所 JASDAQ(スタンダード)	単元株式数100株
計	9,291,245	9,997,127	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成25年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年1月7日
新株予約権の数(個)	11,350
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類(注)1	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	1,135,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	82
新株予約権の行使期間	自平成28年4月1日 至平成30年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 82 資本組入額 41
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は、当社普通株式100株とする。付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、上記1.により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という）に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込価額}}{\text{新規発行前の1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記4.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記4.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. (1) 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書）における平成25年12月期乃至平成27年12月期の営業利益の合計額が100百万円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないが、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成28年4月1日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成30年1月29日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成25年1月1日～ 平成25年3月31日		9,291,245		788,663		975,093

(注) 平成25年4月1日から平成25年4月30日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が705,882株、資本金及び資本準備金がそれぞれ29,999千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,290,600	92,906	-
単元未満株式	普通株式 445	-	-
発行済株式総数	9,291,245	-	-
総株主の議決権	-	92,906	-

【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ジェクシード	東京都目黒区 青葉台三丁目6番 16号	200	-	200	0.0
計	-	200	-	200	0.0

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。なお、前第1四半期累計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）は四半期財務諸表を作成していないため、四半期損益計算書に係る比較情報は記載しておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、フロンティア監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	199,957	184,740
売掛金	169,310	248,820
商品	5,753	5,753
仕掛品	41,160	9,287
その他	68,178	39,972
貸倒引当金	1,017	1,492
流動資産合計	483,342	487,083
固定資産		
有形固定資産	14,527	13,581
無形固定資産	38,874	36,345
投資その他の資産		
その他	134,683	91,855
貸倒引当金	78,517	44,440
投資その他の資産合計	56,166	47,414
固定資産合計	109,567	97,341
資産合計	592,910	584,424
負債の部		
流動負債		
買掛金	39,088	46,639
短期借入金	227,000	227,000
1年内返済予定の長期借入金	28,992	29,492
未払法人税等	4,012	2,074
賞与引当金	4,250	-
その他	73,358	68,758
流動負債合計	376,701	373,963
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	70,000	70,000
長期借入金	60,531	52,783
退職給付引当金	14,168	13,401
固定負債合計	144,699	136,184
負債合計	521,401	510,147

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	788,663	788,663
資本剰余金	975,093	975,093
利益剰余金	1,692,219	1,690,813
自己株式	28	28
株主資本合計	71,508	72,914
新株予約権	-	1,362
純資産合計	71,508	74,276
負債純資産合計	592,910	584,424

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
売上高	
コンサルティング収入	338,756
その他の売上高	723
売上高合計	339,480
売上原価	
コンサルティング売上原価	246,427
その他の原価	584
売上原価合計	247,012
売上総利益	92,468
販売費及び一般管理費	86,467
営業利益	6,001
営業外収益	
受取利息	17
営業外収益合計	17
営業外費用	
支払利息	3,445
その他	234
営業外費用合計	3,680
経常利益	2,338
税引前四半期純利益	2,338
法人税、住民税及び事業税	945
法人税等合計	945
四半期純利益	1,393

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる当第1四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響はありません。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
減価償却費	3,474千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	0円15銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	1,393
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	1,393
普通株式の期中平均株式数(株)	9,291,009
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成25年1月7日取締役会決議に基づく 第1回新株予約権11,550個

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(訴訟)

平成25年2月1日付(訴状送達日 平成25年2月14日)で当社は下記のとおり訴訟の提起を受けました。

(1) 訴訟が提起されるに至った経緯

平成21年3月23日に開示をいたしました、「当社元代表取締役および当社元取締役に対する訴訟の提起のお知らせ」及び「当社元代表取締役及び当社取締役に対する訴訟の提起のお知らせ」につきまして、事案を委任いたしました弁護士より当時の弁護士報酬の支払いにつき、当社との見解の相違がございました。話し合いにて解決せず、訴訟が提起されるに至ったものです。

(2) 当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所
平成25年2月1日

(3) 当該訴訟を提起した者

小宮 清

(4) 当該訴訟の内容及び請求金額

訴訟の内容

「(1) 訴訟が提起されるに至った経緯に記載」の事案を委任致しました弁護士より当時の報酬の支払いを求めるもの

請求金額

13,127,100円(純資産に対する割合:18.3%)及びこれに対する平成24年2月10日から支払い済みまで年5分の割合による金員

(5) 今後の見通し

かかる訴訟については、当社として債務は無いものと考えており、本件訴訟において、当社の考えを適切に主張していく所存です。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年5月14日

株式会社ジェクシード
取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 公認会計士 藤井 幸雄 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 遠田 晴夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェクシードの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第50期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェクシードの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。